

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請 についての審査結果

原規規発第 2309205 号
令和 5 年 9 月 20 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 8 月 9 日付け 2023 濃計発第 23 号（令和 5 年 9 月 15 日付け 2023 濃計発第 37 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）をもって、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請された濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書が、同条第 2 項第 1 号の規定による法第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、法第 22 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。なお、同号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

濃縮・埋設事業所加工施設においては、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）の一部改正により受動形個人線量計を導入することとした。

本申請は、受動形個人線量計は重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等としても使用することから、当該資機材等の配備に関する規定について変更するとともに、誤記の修正等の記載の適正化を図るものである。なお、受動形個人線量計の導入に伴う運用の変更について、保安規定に定める放射線測定器類の管理に変更はない。

3. 審査の内容

3-1. 法第 22 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 加工施設で重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における加工施設の保全のための活動について、当該事故に対処するために必要な資機材等の配備に関する保安規定に定める事項が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の内容等と整合していること。

3-2. 法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

- (1) 加工規則第8条第1項第14号（設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置）

加工規則第8条第1項第14号に関する審査基準は、加工事業の許可又は変更の許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画策定、活動実施、資機材配備等が定められていること等としている。

規制庁は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における加工施設の保全のための活動について、策定された計画の中で必要な資機材等の配備について規定され、具体的な管理の方法については、保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく下位文書に定めるとしていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第14号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。